

令和 6 年 度
税 制 改 正 事 項

令和 5 年 1 2 月
農 林 水 産 省

第 1 農業の持続的な発展

- 1 スマート農業技術の活用を促進するための法整備を前提に、同法の生産方式革新実施計画（仮称）の認定を受けた農業者等、農業者等の生産方式革新事業活動（仮称）の促進に資する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者（仮称）又は食品等事業者（仮称）が、同法の施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、一定の基準に適合した生産方式革新事業活動用資産等の取得等をして、生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その取得価額に次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる措置を講ずる。（所得税・法人税）
 - ① 認定生産方式革新実施計画に記載された農業者等が行う生産方式革新事業活動の用に供する設備等を構成する機械装置、器具備品、建物等及び構築物 32%（建物等及び構築物については、16%）
 - ② 認定生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の促進に資する措置の用に供する設備等を構成する機械装置 25%
- 2 スマート農業技術の活用を促進するための法整備を前提に、同法の開発供給実施計画（仮称）の認定（同法の施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限る。）を受けた開発供給事業（仮称）を行おうとする者が、その開発供給実施計画に基づき行う登記に対する税率を軽減する措置（会社の設立・資本金の増加 0.7%→0.35%等）を講ずる。（登録免許税）
- 3 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）
- 4 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置（貸付期間 10 年以上で、3 年間、課税標準の 1/2 控除等）の適用期限を 2 年延長する。（固定資産税・都市計画税）
- 5 農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者であって同法に規定する地域計画に位置付けられた者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置（5 年間、課税標準の 1/3 控除）の適用期限を 2 年延長する。（固定資産税）
- 6 農地の負担調整措置については、令和 6 年度から令和 8 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。（固定資産税・都市計画税）

第 2 食料の安定供給の確保

- 1 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却（機械・装置 30%、建物等 35%）について、対象となる輸出事業用資産から輸出の促進に係る一定の補助金等の交付を受けた資産等を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置（農業）の適用期限を 3 年延長する。（軽油引取税）
- 3 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正を前提に、同法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置（資産割 1/4 控除）について、その適用期限を 1 年 9 月（個人の事業については 2 年）延長する。（事業所税）
- 4 国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、A I 関連のプログラムの著作権）から生じる譲渡所得及びライセンス所得について、所得控除（控除率 30%）を行う特例措置（イノベーションボックス税制）を創設する。（令和 7 年 4 月 1 日施行、7 年間）（法人税）
【経産省等 3 府省共管】
- 5 技術研究組合の所得の計算の特例措置（圧縮記帳）について、対象資産から電気ガス供給施設利用権を除外する等の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。（法人税）
【経産省等 5 省共管】
- 6 中小企業事業再編投資損失準備金について、産業競争力強化法の改正を前提に、同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた事業者が、当該計画に従って他の法人の株式等を取得等した場合において、当該取得価額の一定割合の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置等を講じた上、その適用期限を 3 年延長する。（法人税）
【経産省等 2 省共管】
- 7 産業競争力強化法の改正を前提に、同法に規定する特別事業再編計画（仮称）の認定（改正法の施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限る。）を受けた特別事業再編事業者（仮称）のうち一定の者が、その特別事業再編計画に基づき行う登記に対する税率を軽減する措置（合併による増資 0.15%→0.1%等）を講ずる。（登録免許税）
【経産省等 3 省共管】

- 8 事業再編計画の認定要件が見直された後の産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加 0.7%→0.35%等）について、その適用期限を3年延長する。（登録免許税）

【経産省等3省共管】

- 9 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置（不動産価格の1/6控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

【経産省等2省共管】

第3 農山漁村の環境対策・活性化

- 1 みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（機械・装置等32%、建物等16%）について、基盤確立事業用資産に係る措置の適用を受けようとする法人は、確定申告書等に認定基盤確立事業実施計画の写しを添付することとする等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

- 2 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）について、木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の3/4とした上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）

- 3 過疎地域において事業用設備等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）の適用期限を3年延長する。（所得税・法人税）

【総務省等2省共管】

- 4 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）について、バイオマス発電設備（1万kw以上2万kw未満）のうち一般木質・農産物残さ区分に該当するものに係る特例割合の見直し（2/3→6/7）等を行った上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）

※特例割合（バイオマス発電設備（1万kw以上のうち一般木質・農産物残さ区分の場合）：6/7を参酌して11/14以上13/14以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 5 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の適用期限を2年延長する。〔畜産事業場の汚水・廃液処理施設〕（固定資産税）

※特例割合：1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲で条例で定める割合
（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 6 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る課税免除の特例措置等の適用期限を5年延長する。（狩猟税）

【環境省共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を5/10から55/100とし、人口の譲与割合を3/10から25/100とする。（森林環境譲与税）
- 2 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 3 軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、堆肥製造業）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）

第5 水産施策の推進

- 1 漁港及び漁場の整備等に関する法律の漁港水面施設運営権について、法人税法上の減価償却資産（無形固定資産）とする等の措置を講ずる。（複数税目）
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置（漁船）の適用期限を3年延長する。（軽油引取税）
- 3 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（漁船）に代わるものとして一定の被災地域内で取得等された償却資産に係る課税標準の特例措置（4年間、課税標準の1/2控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）

【復興庁等2省庁共管】

第 6 その他

- 1 厚生農業協同組合連合会の収益事業から除外される医療保健業の要件について、有償病床数の割合に係る要件について緩和（30%以下→50%以下）するとともに、社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 80/100 を超えることとの要件を加える。（法人税）

【厚労省共管】

- 2 対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）の適用により損金不算入とされた金額（超過利子額）の損金算入制度について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間を 7 年から 10 年に延長する。（法人税）

【金融庁共管】

- 3 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置の適用期限を 1 年延長する。（印紙税）

【財務省等 5 府省庁共管】

[税制改正見直し事項（廃止等）]

- 1 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（5 年間、機械・装置 35%、建物等 40%）は、所要の経過措置を講じた上、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。（所得税・法人税）
- 2 農業競争力強化支援法の認定事業再編計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加 0.7%→0.35%等）は、所要の経過措置を講じた上、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。（登録免許税）
- 3 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置（合併による不動産の所有権移転（0.4%→0.2%等））は、適用期限の到来をもって廃止する。（登録免許税）

【経産省等 2 省共管】